

## 令和2年度六ヶ所村経営安定化対策資金保証料補給金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、六ヶ所村内の中小企業者であつて、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けている中小企業者に対し、当該融資に係る保証料の補給を行うことにより、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

### (保証対象)

第2条 保証対象は、県要綱2(2)①又は(3)①により融資を受けた中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 融資額が1,250万円以内かつ融資期間が7年以内（うち据置期間が6か月以内）の融資を受けるもの
- (2) 六ヶ所村内に住所を有する個人又は六ヶ所村内に法人登記をしている事業者で、六ヶ所村で同一事業を引き続き1年以上経営しているもの。ただし、県要綱(3)①については、この限りではない。
- (3) 法人村民税、個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料、高期高齢者医療保険料、保育料、水道料、下水道料、村営住宅費、奨学金及び給食費について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと。

### (実施期間)

第3条 この要綱の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### (保証料)

第4条 保証料は、県要綱3(4)に規定する信用保証料率によって算出された額のうち、六ヶ所村は次のとおり負担し、青森県信用保証協会に補給する。ただし、1円未満の端数が生じた場合は六ヶ所村が負担するものとする。

- (1) 県要綱2(2)①の規定による融資 信用保証料の全額
- (2) 県要綱2(3)①の規定による融資 青森県による保証料の3割補給後の全額

### (受付場所)

第5条 受付場所は、青森県内に本店又は支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関とする。

### (略称)

第6条 この要綱の略称は ㊦ とする。

### (同意書及び実績報告)

第7条 この要綱に基づく保証料の補給を受けようとする中小企業者は、同意

書（別記様式）を村長に提出しなければならない。

2 青森県信用保証協会は、この要綱に基づく毎月の保証実績を翌月の15日までに村長に報告しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（効力の失効）

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

## 同 意 書

六ヶ所村長 様

住 所  
申請者 名 称  
氏 名 ⑩

令和2年度六ヶ所村経営安定化資金保証料補給金の申込みにあたり、次の事項について同意します。

- 下記について、滞納がないことを証明するため、個人にあつては個人及び同一世帯員、法人にあつては法人及び事業主並びに事業主の同一世帯員の納税等の状況を確認すること。
  - 法人村民税（個人の場合は個人村民税）
  - 固定資産税
  - 軽自動車税
  - （個人又は事業主は）国民健康保険税
  - （個人又は事業主は）医療費、介護保険料、高期高齢者医療保険料、保育料、水道料、下水道料、村営住宅費、奨学金及び給食費
- 納税等の状況について、下記金融機関に情報を提供すること。
- 補給金の交付に係る申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限を青森県信用保証協会に委任すること。

金記 融入 機欄 関	上記申請者に係る納税状況につきまして確認をお願いします。  金融機関名  担当者氏名
村 記 入 欄	上記申請者に係る納税状況につきまして下記のとおり確認しました。 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし      (確認 年 月 日)  六ヶ所村税務課徴収対策グループ      担当者氏名  六ヶ所村政策推進課企画グループ      担当者氏名